

平生町条件付一般競争入札（工事）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、平生町が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加しようとする者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、平生町財務規則（平成23年規則第1号。以下「規則」という。）第81条の規定に基づき、一定の資格要件を定めた上で入札を行い、入札参加資格要件について開札後に審査を行う条件付一般競争入札を実施するために必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 対象工事は、平生町が発注する工事で、次に掲げるものとする。ただし、工事の内容から条件付一般競争入札が適当でないと判断されるものを除く。

- (1) 設計金額が1億円以上の建設工事（以下「工事」という。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、条件付一般競争入札が適当であると判断されるもの。

（入札参加資格）

第3条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 平生町競争入札参加資格が提出されていること。
- (2) 政令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 平生町建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（令和6年9月1日）に基づき、公告の日から落札決定までに、指名停止措置を受けていないこと。また、他自治体の指名停止期間中でないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- (5) 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

2 入札執行者は、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

- (1) 格付等級区分
- (2) 本店又は営業所の所在地に関すること。
- (3) 同種又は類似工事の実績に関すること。
- (4) 配置予定技術者の資格等に関すること。
- (5) その他必要な事項

(入札の公告)

第4条 入札執行者は、第2条に規定する対象工事を条件付一般競争入札に付すときは、次に掲げる事項について、平生町ホームページに掲載する方法及び建設課窓口における閲覧の方法により公告するものとする。

(1) 入札に付す事項

ア 工事名

イ 工事場所

ウ 工事の概要（工法、構造、延長、幅員、延べ床面積、工事内容等）

エ 工期

オ その他

(2) 入札参加資格

(3) 設計図書の見覧又は配付の期間、場所及び方法

(4) 質問回答に関する事項

(5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(6) 入札日の日時及び場所

(7) 入札の無効に関する事項

(8) その他必要な事項

(設計図書等の見覧)

第5条 設計図書等の見覧は、建設課窓口において入札の公告の日から入札の日の前日までの期間とする。

2 設計図書等の複写に要する費用は、当該入札参加申請を行う者の負担とする。

3 設計図書等に関する質問は、工事内容質問書により、公告に定めた日までに総務課において受け付け、その回答は工事内容に対する質問回答表により建設課において開札日の前日（その日が閉庁日に当たるときは、その直前の開庁日）まで見覧に供するものとする。

(現場説明)

第6条 現場説明会は、行わないものとする。

(入札参加資格に関する書類の提出)

第7条 当該工事の入札に参加する者は、条件付一般競争入札参加申請書（様式第1号）又は特定建設共同企業体一般競争入札参加申請書（様式第2号）及び特定建設共同企業体協定書、その他必要な書類を提出しなければならない。

(入札保証金)

第8条 入札保証金の納付は、規則第85条の規定により免除するものとする。

(入札等)

第9条 入札は、平生町入札心得（指名競争入札）（平成27年4月1日。以下「入札心得」と

いう。)により執行するものとする。

(入札書の無効)

第10条 入札の無効は、入札心得第7条によるもの以外に、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

- (1) 入札書等の工事名等、工事場所等のいずれかが入札公告と一致しない又は記載されていない入札
- (2) 提出期限内に入札参加資格に関する書類を提出しない者の入札

(落札候補者の決定)

第11条 入札執行者は、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者と決定し、落札候補者決定通知書(様式第3号)で落札候補者に通知するものとする。

- 2 平生町建設工事最低制限価格制度実施要領(平成22年5月10日)の対象工事においては、落札候補者は保留し、疑義申立期間後に落札候補者を決定し、落札候補者決定通知書で落札候補者に通知するものとする。
- 3 落札候補者となりうる者が複数ある場合は、入札心得第9条第3項の規定により競争入札の抽選に関する要領(平成28年5月1日)に基づき執行するものとする。

(落札者の決定)

第12条 入札執行者は、落札候補者を決定したときは、次の各号のうち、公告で指定したもの(以下「入札参加資格確認書類」という。)の提出を求めて、その者の入札参加資格の審査を行う。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第4号)
 - (2) 類似工事の施工実績調書(様式第5号)
 - (3) 配置予定技術者届(様式第6号)
 - (4) 総合評定値通知書の写し
 - (5) 建設業許可通知書の写し
 - (6) 監理技術者が監理技術者講習を受講した者であることを証する書類
 - (7) その他必要な書類
- 2 前項に規定する入札参加資格確認書類の提出を求められた落札候補者は、提出を求められた翌日から起算して3日以内(閉庁日を除く。)に入札参加資格確認書類を提出するものとする。
 - 3 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは、速やかに当該落札候補者を落札者として決定し、落札決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。
 - 4 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認したとき、又はその者の入札を無効としたときは、当該落札候補者に対し速やかに理由を付して入札参加資格非適合通知書(様式第8号)により通知するものとする。
 - 5 前項の場合において、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は前条第3項の規定に基づくくじにより次順位者となった者を落札候補者とし、落札者が決定するまで同

様に繰り返すものとする。

- 6 第4項の通知に不服のある落札候補者は、その理由について非適合理由説明請求書（様式第9号）により説明を求めることができる。
- 7 入札執行者は、前項の規定による説明を求められたときは、当該落札候補者に対し入札参加資格非適合理由説明書（様式第10号）により回答するものとする。
- 8 落札候補者は、第2項に規定する期限内に入札参加資格確認書類を提出しない場合は、指名停止を受けることがある。

（落札決定までに入札参加資格を失った場合）

第13条 落札候補者が落札決定までに入札参加資格非適合や辞退等により入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなし、第12条第5項の規定を準用し落札候補者を決定するものとする。

（入札談合及び入札妨害）

第14条 入札談合又は入札妨害の行為があると疑うに足りる事実があるとき、又は当該行為に関する情報があるときは、入札参加者に通知せずして、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 公正取引委員会又は捜査機関に通報し、関係する書面を送付すること。
- (2) 入札及び契約を延期又は取り止めること。
- (3) 落札の決定及び契約を無効にすること。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。